様式第2号(第3条関係)(その1) 　 【候補者 → 選管】

**確認申請書(自動車燃料代)**

令和 ３年　　月　　日

佐伯市選挙管理委員会　委員長　田村　徹　様

令和 ３年 ４月１１日　執行　佐伯市議会議員選挙

　候補者氏名　　　　　　　　　　印

　次の自動車燃料代につき、佐伯市議会議員及び佐伯市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

1　契約年月日　　　令和 ３年　　月　　日

2　契約の相手方の氏名又は名称 ：

代表者の氏名（法人の場合） ：

住　　　　所　　　　　　 ：

3　燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号:

4　確認申請金額　　　　　　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 購入金額 | 左のうち確認済又は確 認 申 請 金 額 |
| 前回までの累計金額(a) | 円 | 円 |
| 今回の購入金額(b) | 円 | 円 |
| 燃料代計 (a)＋(b) | 円 | 円 |
| 備 考 | 　 | 　 |

　備　考

　　1　この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

　　2　この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から佐伯市選挙管理委員会に提出してください。

　　3　「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

　　4　「購入金額」欄及び「左のうち確認済又は確認申請金額」欄には、消費税及び地方消費税の額を含んだ金額を記載してください。

　　5　「前回までの累計金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

　　6　公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送等契約において一般乗用旅客自動車運送事業者との契約が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

様式第2号(第3条関係)(その1) 　 【候補者 → 選管】

**確認申請書(自動車燃料代)**

令和 ３年**○○**月**○○**日

届出日を記入すること。（金額確定後）

佐伯市選挙管理委員会　委員長　田村　徹　様

令和 ３年 ４月１１日　執行　佐伯市議会議員選挙

候補者氏名　　**○○ ○○**　　　印

　次の自動車燃料代につき、佐伯市議会議員及び佐伯市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

1　契約年月日　　　令和 ３年**○○**月**○○**日

2　契約の相手方の氏名又は名称 ：**△△△石油**

契約届出書に記載した、選挙運動用自動車のナンバーを記載すること。

代表者の氏名（法人の場合） ：**○○ ○○**

住　　　　所　　　　　　 ：**大分県佐伯市○○○○**

3　燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号:**大分５６０あ１２３４**

契約金額を記載する。ただし、７，５６０円×７日分＝５２，９２０円が限度額となる。

4　確認申請金額　　　　　　　　**５２，９２０**　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 購入金額 | 左のうち確認済又は確 認 申 請 金 額 |
| 前回までの累計金額(a) | **０**　円 | 　**０**　円 |
| 今回の購入金額(b) | 　**５３，９００**　円 | 　**５２，９２０**　円 |
| 燃料代計 (a)＋(b) | 　**５３，９００**　円 | **５２，９２０**　円 |
| 備 考 | 　 | 　購入金額のうち確認申請をする金額（公費負担を受ける金額）を記載すること。ただし、限度額（５２，９２０円）以内に限られる。 |

　備　考

　　1　この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

　　2　この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から佐伯市選挙管理委員会に提出してください。

　　3　「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

　　4　「購入金額」欄及び「左のうち確認済又は確認申請金額」欄には、消費税及び地方消費税の額を含んだ金額を記載してください。

　　5　「前回までの累計金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

　　6　公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送等契約において一般乗用旅客自動車運送事業者との契約が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。